

未成年者飲酒禁止法とは？



未成年者の飲酒は、法律によって禁止されていることをご存じですよね？
どんな法律か、簡単に説明します。

第1条

- ・満20歳未満の者（未成年者）の飲酒を禁止する（1条1項）。
- ・未成年者の親権者や監督代行者に対して、未成年者の飲酒を知った場合に、これを制止する義務を規定する（1条2項）。
- ・酒類を販売する営業者又は供与する営業者が、未成年者に対して、飲酒することを知りながら、酒類を販売又は供与することを禁止する（1条3項）。
- ・酒類を販売する営業者又は酒類を供与する営業者に対して、未成年者の飲酒を防止するための、年齢確認その他必要な措置をとるべきことを定める（1条4項）。

第2条

- ・未成年者が、飲用のために所有・所持する酒類およびその器具について、没収・廃棄などの必要な処置が、行政処分として行われる。
ただし、現在、この行政処分の手続きなどについての法令は存在していない。

第3条

- ・未成年者自身が飲酒することを知りながら、未成年者に対して、酒類を販売・供与した営業者に対して、50万円以下の罰金を科す（3条1項）。
- ・未成年者の飲酒を知って制止しなかった親権者や監督代行者に対して、科料を科す（3条2項）

第4条

- ・酒類を未成年者に販売・供与した営業者の経営組織の代表者や営業者の代理人、使用人、業務委託先・偽装請負などで事している従業者が、その業務上酒類を未成年者に販売・供与した場合には、行為者とともに営業者を罰する（両罰規定）